

セーフティネット保証制度に係る 市区町村が行う認定事務について、 商工会議所等においても可能とすること

令和4年7月11日
愛知県大府市

セーフティネット保証とは?

セーフティネット保証とは

- ・突発的災害の発生等、中小企業信用保険法で定める要因によって経営の安定に支障が生じている中小企業者が、信用保証協会を通じ、*保証付き融資を受けられる制度*
- ・一般枠とは別枠で保証限度額が設定され、資金調達の円滑化を図る制度

セーフティネット保証4号

- ・突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援
売上高が前年同月比 20%以上減少等の場合

セーフティネット保証5号

- ・業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援
売上高が前年同月比 5%以上減少等の場合

セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項

経営安定関連保証(中小企業信用保険法第2条第5項)

- ▶ 1号:連鎖倒産防止 (令和3年6月29日更新)
- ▶ 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 (令和4年4月22日更新)
- ▶ 3号:突発的災害(事故等)
- ▶ 4号:突発的災害(自然災害等) (令和4年6月24日更新)
- ▶ 5号:業況の悪化している業種(全国的) (令和4年1月21日更新)
- ▶ 6号:取引金融機関の破綻
- ▶ 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 (令和4年6月24日更新)
- ▶ 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

現在発動中

危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)【平成30年4月1日施行】

- ▶ 危機関連保証制度(大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応)(令和3年1月19日更新)

R3.12.31で終了

セーフティネット保証制度（4号、5号）の概要

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
対象業種	全業種	指定された業種
指定期間	R2.2.18～R4.9.30	R2.3.6～R4.9.30
売上高等の減少率の要件	20%以上	5%以上
保証割合	100%	80%
認定申請時の必要書類	<ul style="list-style-type: none">・認定申請書・認定申請書添付書類（売上高減少率計算書）・売上高の金額確認書類・直近の決算書1期分・履歴事項全部証明書・理由書・委任状 等	

利用手続の流れ

中小企業者が、取引のある金融機関に相談

中小企業者又は金融機関が、市区町村に認定申請書を持参し、提出

市区町村が書類を審査し、認定書を交付

中小企業者が、認定書及び と同様の書類を（金融機関を經由して）信用保証協会へ送付し、保証付き融資の申込み

【現行制度】

u セーフティネット保証制度

市区町村長が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

u 中小企業信用保険法

第2条第5項 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

当市で実施している認定事務の流れ

書類添付チェック 【5分】

- u 必要書類が揃っているか

登記簿謄本、決算報告書、コロナによる売上減の理由書、
売上高の減少率が確認できる資料 など

項目チェック 【15分】

- u 記入漏れがないか
- u 売上高の減少率が要件（ 5%又は 20% ）を満たしているか

決裁 【5分】

公印捺印、送付又は受取り来庁依頼 【5分】

認定書の交付

標準工数【30分】

全国一律の基準に沿ったチェック作業であり、市区町村に裁量・判断の余地はない。

提出書類（標準的な例）

作成様式

認定申請書

申請書様式
中小企業診断士試験委員会認定申請書
4年分の提出による認定申請書

主務官 課長 係長 氏名

申請書
氏名
住所
電話番号
Eメール
FAX
事業内容
業種
業態
設立年月日
代表取締役
代表取締役の氏名
代表取締役の住所
代表取締役の電話番号
代表取締役のEメール
代表取締役のFAX

売上高説明資料

（中小企業診断士試験委員会認定申請書4年分の提出による認定申請書の添付書類）

申請書
氏名
住所
電話番号
Eメール
FAX

1. 前年10月期の売上高等
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)

2. 前年10月期に比して前年10月期の売上高等
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)

3. 前年10月期に比して前年10月期の売上高等
前年10月期 売上高 円 (実績・実績)
前年10月期 売上高 円 (実績・実績)
前年10月期 売上高 円 (実績・実績)

4. 前年10月期に比して前年10月期の売上高等
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)

前年10月期の売上高等
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)

前年10月期の売上高等
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)

前年10月期の売上高等
前年10月期 売上高 円 (実績)
前年10月期 売上高 円 (実績)

理由書

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、売上高等が減少していることについての理由書

(例) コロナの影響で受注が減り、売上高が減少している

申請書
氏名
住所
電話番号
Eメール
FAX

委任状

委任状

本人
氏名
住所
電話番号
Eメール
FAX

代理人
氏名
住所
電話番号
Eメール
FAX

添付書類

登記簿謄本

決算報告書の写し

売上高資料の根拠書類

認定申請状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4月	-	85件	3件
5月	-	237件	7件
6月	-	218件	6件
7月	-	98件	7件
8月	-	51件	4件
9月	-	54件	8件
10月	-	44件	5件
11月	-	59件	8件
12月	-	61件	18件
1月	-	45件	5件
2月	-	135件	16件
3月	26件	163件	17件
合計	26件	1,250件	104件

参考 当市の事業所数 3,139事業所（H28経済センサス）
商工会議所会員数 1,732事業者

支障事例（市区町村）

事務負担に伴う融資実行までの遅延

認定申請が重なる場合、事務負担が大きいいため、認定に数日を要することもあり、中小企業者の迅速な融資の妨げとなっている。

企業支援の専門性不足

認定事務を行う市区町村職員は、企業経営に関する知識が浅く、認定事務が単純作業的になっており、中小企業者の状況に応じた情報提供など、本来行うべき「適切な支援の提供」に至っていない。

他業務への圧迫

- ・認定業務による他業務への圧迫

法で認定事務を市区町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市区町村負担で運用されているため、現状の資源で対応せざるを得ない。

- ・ R1年度:26件、R2年度:1,250件、R3年度:104件

- ・ 標準工数30分/件 × 1,250件 = 37,500分 78日 4か月

支障事例（中小企業者）

融資実行までの時間遅延

経営支援に不慣れな市区町村職員が対応するため、認定申請の集中により、窓口で長時間又は数日待たせる場合も多く、融資実行までの時間が遅延

事務負担

同じ書類を、市区町村向けと信用保証協会向けの2通作成し、認定の申請と認定書の受取りに来庁する事務負担

支援情報の不足

市区町村窓口では企業経営に関する専門的な知識や情報が不足しているため、認定申請のタイミングで中小企業者の状況に応じた支援策等の情報が入手できない。

**関係する支援情報を収集するためには、商工会議所等に
相談する必要**

関連する過去の提案事例

u H30年度（管理番号4） 埼玉県川口市

u 提案内容

「セーフティネット保証制度に係る市町村の認定事務の廃止による
ワンストップ化」

u 関係省庁からの回答（要約）

市町村は身近な公的機関であること

第三者認定による客観性の担保が重要

「今後も市町村にご協力いただきたい。」

提案内容

- u 「市区町村長が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこと」に基づき、市区町村が実施している当該認定事務を、商工会議所及び商工会でも認定事務を行うことを可能とすること

市町村の認定事務の廃止によるワンストップ化については、H30年度（管理番号4）川口市提案が不採用済みのため、本件は認定機関を加える方向で提案するもの

商工会議所、商工会の概要

	商工会議所	商工会
地区	主に市及び特別区	主に町村
根拠法	商工会議所法	商工会法
管轄官庁	経済産業省 経済産業政策局	経済産業省 中小企業庁
組織数	515	1,649
加入者数	123万事業者	78万事業者
加入割合	不明	57.3%
組織の特徴	・ 地域商工業者の意見を代表する地域総合経済団体 ・ 公共性の高い民間の経済団体	
事業内容	・ 公共性の高い団体として、営利や特定者の利益を目的とせず、地域商工業発展のための事業を実施 各種経営相談や公的融資の斡旋など経営支援 行政への要望、意見具申 人材育成支援 労働・求人支援 など	

以降、商工会議所及び商工会を「商工会議所等」と記載する。

期待される効果

U 中小企業者への適切な助言機会の確保

市区町村より広く、深く中小企業者の経営支援に関する情報を理解している商工会議所等が認定事務に関わることで、認定申請のタイミングで、中小企業者の状況に応じた支援情報の提供が可能となる。

U 融資実行の迅速化

認定機関数が増加することで認定事務が円滑に進行し、融資が迅速化される。

U 実情に応じた支援策への展開

日常的に中小企業の経営相談を受ける商工会議所等が認定事務を行うことで、中小企業者の実態を迅速に把握し、実情に応じた事業者支援施策への展開が期待される。

検討事項

U 事務経費の補償

商工会議所等へ新たに認定事務を依頼するにあたり、事務に係る経費の補償が必要。

対応案 原資を国が確保の上、日本商工会議所等から各会議所等への交付金等に、認定件数の実績に応じて上乗せ交付

計算例 認定件数 × 事務時間 × 標準単価
R2当市の水準で試算 1,000件×30分×2,000円 = 1,000千円

U 会員以外の事業者対応

現状、商工会議所等は会員企業からの会費を運営財源としているため、会員以外の企業への支援が難しいが、有事の際に資金繰りが厳しくなる状況は会員以外にも生じる。

対応案 有事特例として、事務経費の補償を担保した上で、セーフティネット認定に限り、会員以外も会員同様に支援を行うよう、国から商工会議所等に要請

U 市区町村の認定事務に係る経費負担の検討

市区町村が行う認定事務は、全国一律の基準により法で実施を義務付けられたものであるため、市区町村へ適切な財政措置が講じられるべき。

対応案 特別交付税（1号）の適用 - 災害等の特別の財政需要に対して交付されるもの。セーフティネットの発動に係る負担は突発的な財政需要であるため、特別交付税による、実績に応じた財政措置も一案であると考え。

目指す形

- u セーフティネット保証制度の認定事務を商工会議所等も可能とすること



- u 市区町村及び商工会議所等により、コロナ禍等の有事において、機動的に中小企業者の救済措置・経営支援を展開



- u 中小企業者の倒産を防止し、日本経済を下支え

セーフティネット保証及び危機関連保証の 事務手続のオンライン化

令和4年7月11日
兵庫県・川西市



セーフティネット保証・危機関連保証

セーフティネット保証

突発的な災害や取引先の倒産、全国的な不況等で売上等が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業者等を対象（保証期間10年、限度額2億8千万円）

[中小企業信用保険法第二条第5項]

この法律において「**特定中小企業者**」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。 新型コロナで対象となるのは4号・5号

- よ
ろ
- | | | |
|----------------|--------------------|--------------|
| 1号：連鎖倒産防止 | 2号：事業活動の制限 | 3号：特定地域の不況業種 |
| 4号：特定地域 | 5号：全国的な不況業種 | 6号：破綻金融機関等 |
| 7号：金融取引の調整 | 8号：金融機関の貸付債権の譲渡 | |

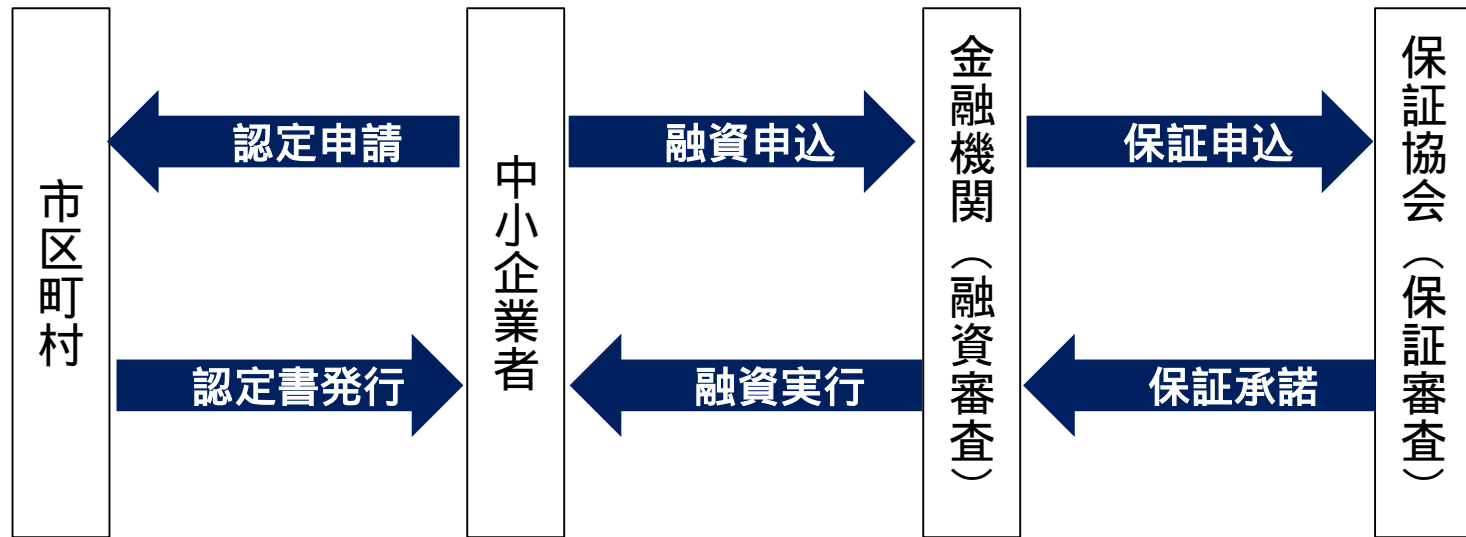
危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により著しい信用収縮が生じた中小企業者等を対象（保証期間10年、限度額2億8千万円）

[中小企業信用保険法第二条第6項]

この法律において「**特例中小企業者**」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

保証手続の流れ



119

中小企業者が市区町村に「特定(特例)中小企業者」の認定書類を提出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、混雑緩和・手続の迅速化を図るため、金融機関による代理申請(ワンストップ化)を行っている場合もある。

市区町村が認定書を発行

中小企業者が市区町村で取得した認定書を添え、希望の金融機関に保証付融資を申込

金融機関から信用保証協会に保証申込

保証協会が融資可能額を審査・決定し、保証を承諾

金融機関による融資の実行

中小企業者等が認定申請する内容

4号保証

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 _____（名称及び代表者の氏名）

私は、〇〇〇の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等 減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み 減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

危機関連保証

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 _____（名称及び代表者の氏名）

私は、〇〇〇（注）の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等 減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み 減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

120

- 【必要な添付書類】
- ・売上高及び売上見込み明細表
 - ・直近の確定申告書(個人事業主)、決算報告書の写し(法人)
 - ・売上高などの実績が確認できる書類(月次試算表、損益推移表、売上台帳など)
 - ・法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)取得後3ヶ月以内の原本又は写し
 - ・代理申請の場合は委任状

コロナ禍による申請増加期の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4月	参考 4月～2月 15件	89件	9件
5月		172件	13件
6月		179件	6件
7月		90件	6件
8月		54件	4件
9月		57件	13件
10月		62件	9件
11月		62件	17件
12月		57件	2件
1月		36件	5件
2月		96件	4件
3月		34件	94件
合計	49件	1048件	95件

121

生じている支障

セーフティネット保証及び危機関連保証の認定申請殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に市区町村窓口の混乱が問題となった。

地方公共団体で証明書発行を受けるまでに、来庁又は郵送で申請する必要があり、中小企業者(又は代理で申請する金融機関)にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。

提案団体である川西市においても、最大で月間179件程度の認定申請があり、窓口での順番待ちが常態化した。

122

限られた人員であるものの、融資手続を極力停滞させない様に原則翌日交付することを目指していたため、他業務への影響や長時間勤務が常態化した。

～認定作業における主な支障～

- ・添付書類の多さや売上高減少率の手計算による数値確認
- ・新型コロナの影響で売上高が減少した際は、新型コロナの影響を受ける前と比較することとなっているが、比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請が多発

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らし、認定事務を円滑に行うため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。

求める措置

認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを国が整備・導入し、中小企業者や金融機関が市区町村に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認をオンライン化する。

(中小企業者、市区町村、信用保証協会、金融機関がいずれもアクセス可能なものを想定)

【統一的なオンラインプラットフォームを求める理由】

- ・保証のための特定(特例)中小企業者の認定事務は全国一律
(各地方公共団体による個別のオンライン化は非効率)
- ・電子メールでは誤送信、誤削除、ウイルス感染、資料添付の際のセキュリティが課題
↳ 地方公共団体ではネットワークが三層分離されており、資料の送受信手続が負担

【効果】

認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減

- ・随時の窓口対応の削減による事務時間の短縮(10分程度)
- ・審査の迅速化(不備指摘・修正の迅速化)による作業時間の短縮(30分程度)
- ・紙ベースの申請書の保存作業の削減(5分程度)
- ・認定処理のオンライン化による認定書作成、郵送作業の削減(30分程度)

売上高減少率等の計算誤り、比較年度の誤り等の防止

中小企業者や金融機関が複数の市区町村へ申請する際にも、画一的な方法で申請可能

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触の低減

将来の大規模災害時の手続対応の簡便化

オンラインプラットフォームでの認定手続きイメージ

1

必要書類の準備

(決算報告書、売上高の確認書類、履歴事項全部証明書 等)

中小企業者
又は
金融機関

2

アカウントを作成し、システムにログイン

(メールアドレス、パスワードの発行)

中小企業者
又は
金融機関

3

申請情報を入力し、必要書類をアップロード

売上高の減少率は自動計算

比較年度を間違っている場合はエラー表示により誤申請を防止

中小企業者
又は
金融機関

4

市区町村で内容審査後、認定書をオンライン発行

認定手続終了後、中小企業者(又は金融機関)にメールで通知

認定結果は金融機関・信用保証協会からも閲覧可能

市区町村

5

金融機関へ保証付融資を申込

システム外

中小企業者

【参考】令和4年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業 (特定中小企業者申請プラットフォーム構築に向けた実証研究事業)

(中小企業庁及び委託先(株)ユー・エス・イー)資料より作成)

事業概要

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなった特定中小企業者等の認定業務の課題を解消すべく、自治体ごとの効率的な運用方法も含めて電子申請システム化のベストエフォートを調査し、プロトタイプ構築を通して検証。
- ・電子申請化により関係機関(金融機関、信用保証協会、市区町村、都道府県等)間を電子ネットワークで繋ぐことで、手続の簡素化・迅速化を図り、経営の安定に支障が生じている中小・小規模事業者の資金繰りの安定化や認定手続の効率化を実現。

実証研究事業の背景

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが急減した中小・小規模事業者に対して令和2年5月に措置されたゼロゼロ融資は中小企業信用保険法に基づく経営安定関連保証(セーフティネット保証)又は危機関連保証の認定(特定中小企業者等の認定)を条件としているが、認定手続には市区町村の認定窓口での手続が必要であるため、コロナ禍で事業者が窓口で殺到する事態が発生。また、認定事務の繁雑さにより審査の遅れに繋がってしまうケースもあり、課題となっていた。
- ・一方で、特定中小企業者等の認定に当たっては、自治体ごとに関係機関数や事業者数、認定申請数、申請・審査事務フローが異なる場合があることから、現場実態にあった仕組みを構築する必要があり、自治体ごとの効率的な運用方法も含め当該仕組みのベストエフォートを導き出す必要がある。

募集内容

- ・最大10自治体が参加し、申請・審査業務を電子申請化するうえでの問題・課題の整理、プロトタイプ利用による検証を行う予定。

スケジュール

- 6月3日 公募開始(6月30日 公募終了)
- 7月8日 自治体決定
- 7月11日 業務開始(2月末 業務終了)
- 3月末 実証結果とりまとめ

